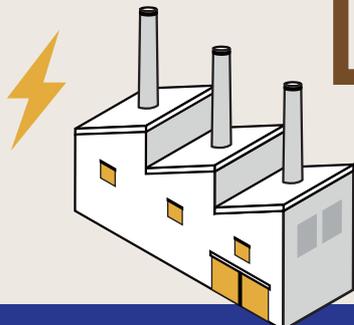
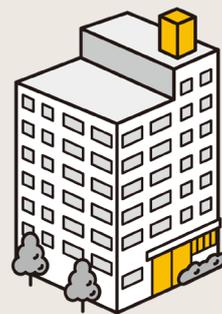




エネルギー価格等の物価高騰に直面する事業者の負担を軽減するため、「脱炭素発電設備(太陽光発電等)」や「蓄電池」の導入を支援します!



中小企業等 GX促進事業費 補助金



※この補助金は国の「重点支援地方交付金」を活用しています。

補助額

上限

2,000万円

次世代型太陽電池を導入する場合は、上限 **4,000万円**

補助率

補助対象経費の2分の1以内

補助要件

次の要件を全て満たすものを補助対象とする

- 県内の工場又は事業所等に脱炭素発電設備(太陽光発電等)又は蓄電池を新たに導入すること
- 補助対象経費が500万円以上であること(※)
- 導入する脱炭素発電設備については、当該発電設備から得た電力を、余剰電力を除き、自ら消費すること
- 導入する脱炭素発電設備については、FIT・FIP制度の認定を取得しないこと
- 導入する蓄電池については、新規導入又は既設置の脱炭素発電設備と接続すること

※次世代型太陽電池を導入する場合の特例(補助額・対象者の拡充)を受ける場合は、補助対象経費が1,000万円以上であること

対象者

補助要件を満たす中小企業者(個人事業者を含み、みなし大企業、第三セクターを除く)

※次世代型太陽電池を導入する場合は、大企業も対象

中小企業基本法における中小企業者の定義

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
1 製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億以下	300人以下
2 卸売業	1億以下	100人以下
3 サービス業	5千万以下	100人以下
4 小売業	5千万以下	50人以下

補助対象経費

脱炭素発電設備又は蓄電池の導入に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)

必要書類

徳島県「中小企業等GX促進事業費補助金募集」のページからダウンロードしてください。



事業の流れ

補助金申請

県の審査

交付決定

補助事業実施

実績報告

補助金検査

補助金額確定

補助金請求

補助金振込

令和8年3月2日(月)から随時

※事業着手の14日前までに申請が必要です。

※申請受付は先着順です。予算額に達し次第、受付を終了します。

事業完了日から30日以内又は

令和9年1月29日(金)のいずれか早い日まで

書類提出先
問合せ先

徳島県 経済産業部
企業支援課 新産業立地室

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL:088-621-2326 FAX:088-621-2853

E-mail:kigyoushienka@pref.tokushima.lg.jp



構想
バトク
レイ
リ
ー
TOKUSHIMA
BATTERY
VALLEY

世界を動かす、
原動力になる。